

# 9月は、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です。

## 粉じん障害によるじん肺とは



正常な肺

じん肺に罹患した肺

主に小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長年吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなってしまう病気で、根本的な治療がありません。

いったんじん肺にかかると正常な肺には戻らず、病気は進行します。

粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底し、じん肺にかかるないように予防することが重要です。

鹿児島労働局では、令和5年に「鹿児島局第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画」（令和5年度～9年度）を策定するとともに、毎年、9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定めて、粉じん障害防止対策の取組を進めています。

9月は、「全国労働衛生週間」準備期間として職場の安全衛生管理を見直す良い機会です。この月間を通じて、裏面の「粉じん障害を防止する事業者が重点的に講ずべき措置」も参考にして、これまでの粉じん障害防止対策の実施状況の再確認をするなど、職場における粉じん障害防止対策の積極的な取組を一層進めましょう。

強化月間に、まずはこれだけチェック！

### ☑ 作業場ごとに保護具着用管理責任者を選任していますか？

衛生管理者や作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから、事業場ごとに防じんマスクを管理する保護具着用管理責任者を指名し、防じんマスクの適正な選択、着用及び取扱い方法について必要な指導を行わせ、適正な保守管理に当たらせることが求められています。

### ☑ 電動ファン付き呼吸用保護具を使用していますか？

粉じんマスクに比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な措置である電動ファン付き呼吸用保護具の使用が望まれています。

### ☑ アーク溶接作業を行う場合に局所排気装置を設置し、使用していますか？

局所排気装置、ブッシュブル型換気装置等の設置による作業環境の改善に取り組みましょう。

### ☑ 粉じん作業を行う屋内の作業場所などの清掃を行っていますか？

粉じん作業を行う屋内の作業場所は毎日1回以上清掃することが求められています。屋内作業場の床や設備などにたい積した粉じんを除去するため、たい積粉じん清掃責任者を選任して、毎月1回清掃することが求められています。

### ☑ 粉じん対策の日を設定していますか？

毎月特定の日を「粉じん対策の日」に定めて、この日に呼吸用保護具の点検、局所排気装置などの点検、たい積粉じん除去のための清掃などを定期的に行うことなどが推奨されています。

### ☑ じん肺に関する予防や健康管理のための教育を実施していますか？

じん肺有所見者労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するなど、健康管理教育を推進することが求められています。

### ☑ じん肺健康診断を実施していますか？

じん肺健康診断には就業時等の健康診断と定期（3年又は1年以内に1回）の健康診断があります。

## ～ 事業者の皆さんにお願いしたい重点措置 ～

### 1. 呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

- ◆ 労働者に対し、防じんマスクの使用の必要性について教育をお願いします。
- ◆ 粉じん保護具着用管理責任者を選任し、次のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面へ密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理や廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタ交換の基準を定め、フィルタ交換を管理しそれを記録する台帳整備
- 呼吸用保護具の適正な着用

- ◆ 電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう。

### 2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

- ◆ 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。ガイドラインの主な内容は次のとおりです。

- 換気装置による換気の実施等
- 粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所で従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破した箇所に労働者を近寄らせない措置

### 3. じん肺健康診断の着実な実施

- ◆ 労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を法に定める頻度で実施し、じん肺健康診断管理状況報告の労働基準監督署へ毎年提出しましょう。
- ◆ 労働者のじん肺健康診断に関する記録には粉じん作業職歴を可能な限り記載し、確実に保存しておきましょう。

#### 【じん肺の定期健康診断】

じん肺管理区分	粉じん作業従事との関連	頻度
管理 1	常時粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
管理 2	常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
管理 3	常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	

### 4. 離職後の健康管理の推進

- ◆ 離職する方に対して、健康管理手帳制度を周知してください。

- じん肺管理区分が管理2又は3の方は、離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で年に1回、定められた項目について健康診断を受けることができます。

### 5. アーク溶接作業、金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策

- ◆ 局所排気装置等を設置し、作業環境の改善を行いましょう。
- ◆ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用を実践させましょう。

